

2007年(平成19年)6月29日(金曜日)

「大工の労災」棄却

雇用未契約労働者と認めず

最高裁

マンション建設現場で内装工事中に右手指を切断した山形県の大工の男性(55)が労災認定を求めた訴訟の上告審で、最高

裁第一小法廷(泉徳治裁判長)は28日、男性側の上告を棄却した。小法廷は「男性は、労災保険法が対象とする『労働者』

とは言えない」と述べた。男性側の敗訴が確定した。

特定の会社と明確な雇用契約を結ばずに働く場合も多い大工の労災を巡る初の最高裁判決。小法廷は「男性は、特定の会社の指揮監督下で働いて

いたとは言えず(自営業者のように)、自分で工法を選び出来高払いで報酬を得ていた」と判断した。

男性側は「雇用契約は結んでいないが、内装工事会社専属で働く労働者だった」と主張していた。労災保険法には、自営業

者向けに「特別加入」という任意制度があるが、男性は加入していなかった。

判決によると、男性は98年、出稼ぎ先の神奈川県内の現場で、右手指3本をのこぎりで誤って切断した。

【高倉友彰】